

議事(1) 平成29年度の取組実施状況について

「オープンデータを活用した歩行者移動支援の 取組に関するガイドライン」の改訂

※ 資料1の検討事項 I ①に対応

2018年3月14日(水)

政策統括官付

1. ガイドライン改訂の背景・視点

- 2016年度に自治体(11団体)に対し、オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスを導入する場合のニーズや課題を確認するためにヒアリング調査を実施。
- 指摘された課題に関して、実際の実施過程を通じて具体的な対応策を検討するため、会津若松市及び姫路市において現地事業を実施し、オープンデータに関する取組から得られた知見・ノウハウ等を踏まえガイドラインを改訂。

昨年度 自治体から指摘された課題等

- a) 分野をまたがる取組となるため、**庁内の横断的な体制づくり**が重要。
- b) データの整備・更新の必要性等、**データに係る庁内の理解**を深めることが重要。
- c) データを利用した**アプリの作成・管理**は自治体では困難な場合がある。
- d) オープンデータ施策では**データの活用方法**が不明確。
- e) 必要な予算確保のためには、**既存施策と関連付けて**データの整備・更新等を実施することが有効。

現地事業(会津若松市・姫路市)における
 実際の実施過程を通じて対応策の検討

知見・ノウハウ

今回のガイドライン改訂の視点

I. 現地事業の成果を踏まえた改訂

①歩行者移動支援サービス実現に向けた知見・ノウハウの充実

- ・現地事業で実施する各作業(企画立案、データの収集・整備、オープン化)の取組で生じた課題や対応策、工夫点等を整理。
- ・現地事業の実施団体の次年度以降のデータのメンテナンスやサービス創出に向けた実施体制や方向性を整理。

②既存施策との関連付けや取組効果の明示

- ・現地事業の各作業を通じ、データの棚卸によるデータの把握やデータの電子化による他用途への利用可能性等の自治体に生じるメリットを整理。
- ・自治体の既存のバリアフリー施策や観光振興施策等と歩行者移動支援サービスの連携の可能性を確認し整理。

II. 最新の動向等を踏まえた改訂

2. ガイドライン(改訂版)の構成と内容

- ガイドラインは、第1章～第7章及び付録集で構成。第3章～第6章でオープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組における具体的な手順等を解説。
- 現地事業の実施結果を受け、既存の「データのリストアップ」を拡充し「企画立案」とするとともに、付録集の充実を図る。
- 現地事業の実施結果のほか、最新の法制度や技術動向を踏まえ時点更新を実施。

<構成>

<内容>

第1章 はじめに

本ガイドラインの目的と構成を解説

第2章 歩行者移動支援サービスについて

- 2-1 ユニバーサル社会の構築に向けた社会的状況
- 2-2 歩行者移動支援とは
- 2-3 歩行者移動支援サービスの仕組みと各構成要素の現状と課題
- 2-4 オープンデータの必要性と可能性
- 2-5 市区町村の役割

歩行者移動支援サービスの導入・普及が必要となる社会的背景や、サービスの仕組みと現状の課題、オープンデータの必要性と可能性、市区町村に求められる役割等について解説。

第3章 企画立案 ← 「データのリストアップ」を拡充

- 3-1 サービスイメージの設定
- 3-2 データのリストアップ
- 3-3 取組体制の構築

オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組を推進するためのサービスイメージの設定、サービス提供に向けて予め準備しておくべきデータのリストアップ、取組体制の構築を行う段階。サービスイメージ設定のための地域の課題やニーズの把握方法、データのリストアップの考え方、取組体制の考え方、体制の構築方法等について解説。

第4章 データの収集・作成・メンテナンス

- 4-1 既存データサイトの活用
- 4-2 新たなデータ収集・作成・加工等を行う場合

リストアップしたデータの収集、必要に応じて作成や加工、メンテナンスを行う段階。既存データサイトの紹介や、新たにデータ収集・作成・加工・メンテナンス等を行う場合の方法等について解説。

第5章 データの公開

- 5-1 データの公開方法
- 5-2 公開するデータの利用ルールのあり方

オープンデータ化を行う段階。データの公開方法や、公開するデータの利用ルールのあり方等について解説。

第6章 データを活用したサービスの提供

- 6-1 オープンデータの活用によるサービス提供の現状
- 6-2 データ利用者への情報提供
- 6-3 市区町村でのデータの活用

オープンデータを活用したサービスが民間等様々な主体から提供される段階。サービス提供を促すため、データ利用者に提供すべき情報等について解説。

第7章 おわりに

歩行者移動支援サービスに先行的に取り組む地域の事例、民間事業者のサービス事例など今後取組を開始する地域の参考となるノウハウを中心に整理。

付録集

今回見直し

第3～6章で、取組の各段階における具体的な手順等を解説

(参考) 会津若松市・姫路市における現地事業の概要

		会津若松市	姫路市
想定したサービス像		<ul style="list-style-type: none"> 市民および観光客に目的地までの最適なルートを提示・案内できること 歩行空間ネットワークをもとに、地域ごとのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン適用状況进行评估するサービスを実現すること 	<ul style="list-style-type: none"> 市民および来訪者が姫路市中心市街地から姫路城にかけてのバリアフリー状況を把握し、利用者に最適な経路を提示できること バリアフリー対応施設の情報を提供できること それらを来訪前に確認できるようなサービスを実現すること
実施体制	事務局	情報政策課	交通計画室
	その他	庁内	情報政策室 まちづくり指導課 道路総務課 街路建設課 姫路駅周辺整備室 観光振興課 障害福祉課
		庁外	OSM Fukushima 会津大学 Code for AIZU
対象データ	歩行空間ネットワークデータ(対象路線)	会津若松駅・七日町駅・西若松駅や市役所・鶴ヶ城を含むエリア内の観光客や買い物客等の歩行者が多い路線 ※ バリアフリー基本構想における重点整備地区を基準として抽出	姫路駅・手柄駅や市役所・姫路城を含むエリア内の観光客や買い物客等の歩行者が多い路線 ※ バリアフリー基本構想における重点整備地区を基準として抽出
	施設データ	上記エリア内の公共施設等	上記エリア内の公共施設等
	その他	冬期除雪関係データ(融雪設備、消雪施設、歩道除雪計画図等) 等	—
オープンデータに関する取組状況		<ul style="list-style-type: none"> 2012年度よりオープンデータ化に取り組み、オープンデータ利活用基盤として「DATA for CITIZEN」を構築。 庁内横断組織「オープンデータ推進チーム」が中心となり、オープンデータを推進する体制を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年度に市のホームページにオープンデータのページを作成。 市の情報政策室が中心となり、オープンデータを推進。

3. 現地事業の成果を踏まえたガイドラインの改訂(概要)

目次構成		現地事業より得られた知見・ノウハウ (追記した項目)	
第3章 企画立案	3-1 サービスイメージの設定	【企画立案段階でのサービスイメージの明確化】 【企画立案段階での住民ニーズの把握方法】	
	3-2 データのリストアップ	【既存データを活用した効率的なデータのリストアップ】	
	3-3 取組体制の構築	(1) 取組体制の考え方 (2) 取組体制構築の方法 【歩行者移動支援サービス推進に向けた市区町村の取組体制】 【庁内関係部署との調整】 【スモールスタートによる段階的な取組みの推進】 【データ利活用促進に向けた外部団体との連携の考え方】	
第4章 データの収集・作成・メンテナンス	4-1 既存データサイトの活用		
	4-2 新たにデータ収集・作成・加工等を行う場合	(1) 庁内に存在するデータの収集	【庁内各部署が協力しやすくするための取組の実施】 【収集データの利用可否を判断するための取組の実施】 【庁内に存在するデータを活用したデータ収集・加工】
		(2) 庁外に存在(民間団体等が保有)するデータの収集	【民間団体が運営するバリアフリー関連サイト等を利用したデータの収集・加工】
		(3) 歩行空間ネットワークデータの作成	【歩行空間ネットワークデータの整備エリアの考え方】 【民間のサービスを活用した効率的なデータ整備】
		(4) 施設データの作成	【庁内に存在するデータを活用した効率的な施設データの作成】 【複数部署が保有するデータを用いてデータ作成する際の工夫点】
		(5) 作成したデータのオープン化のための実施事項	
	4-3 データのメンテナンス	(1) メンテナンスの計画立案	【データメンテナンスの計画立案の考え方】 【庁内のデータメンテナンス体制の構築例】 【データメンテナンス頻度の設定】
		(2) メンテナンスの進め方	【歩行空間ネットワークデータのメンテナンスの考え方】 【施設データのメンテナンス考え方】 【更新頻度の高い動的なデータのメンテナンス】
		(3) メンテナンスを効率的に進めるための工夫点	【メンテナンスを効率的に進めるための工夫点】 【更新負荷の少ないデータからのオープンデータ化】 【既存業務と連携したデータのメンテナンス】 【オープンデータを想定した成果納品の徹底】
	第5章 データの公開	(略)	
第6章 データを活用したサービスの提供	6-1 オープンデータの活用によるサービス提供の現状		
	6-2 オープンデータの利活用を促進するための実施事項	【オープンデータの利活用を促進するための工夫点】	
	6-3 サービスの創出を促進するためデータ利用者に配慮すべき事項		
	6-4 市区町村でのデータの活用	【庁内でのデータ活用の推進】	

3. 現地事業の成果を踏まえたガイドラインの改訂(1)

目次構成		自治体の指摘					現地事業より得られた知見・ノウハウ	会津若松	姫路	該当ページ
		横断的な体制	庁内の理解	サービス提供	データ活用方法	既存施策と関連				
第3章 企画立案	3-1 サービスイメージの設定	●	●	●	●	【企画立案段階でのサービスイメージの明確化】 <ul style="list-style-type: none"> オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスを効率的に推進するためには、市区町村の課題やニーズをもとに、個人や民間団体等に構築して欲しい歩行者移動支援のサービスイメージを定め、目的を明確にすることが重要。 例えば、観光施策と連携し、外国人観光客向けに観光施設の情報を提供やバリアフリー施策と連携し、車いす利用者向けに階段や坂道を避けた経路を案内するサービス等が考えられる。 サービスイメージを明らかにすることで、取組体制の構築やデータのリストアップ・収集・作成等、オープンデータ化に至るまでの取組が進めやすくなる。 	●	●	P21	
			●		●	【企画立案段階での住民ニーズの把握方法】 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が実施している「福祉」や「子育て支援」、「防災」、「交通情報」等に関する既存のニーズ調査等を参考にする方法や、住民からの問い合わせ内容等を参考にする方法が考えられる。また、車いす利用者から観光部局に寄せられた、観光施設等のバリアフリー対応状況に関する問い合わせから地域の課題やニーズを把握している例がある。 	●		P21	
	3-2 データのリストアップ	●	●			【既存データを活用した効率的なデータのリストアップ】 <ul style="list-style-type: none"> 市区町村が作成しているバリアフリーマップの調査結果や公開型WebGISで住民に公開しているデータ等の活用や、観光客向けの冊子やマップ等を活用し、データをリストアップすると効率的に実施することができる。 	●	●	P23	
	3-3 取組体制の構築 (2)取組体制構築の方法	●				【歩行者移動支援サービス推進に向けた市区町村の取組体制】 <ul style="list-style-type: none"> オープンデータの取組を促進するための体制構築は、企画政策担当課やICT担当課、バリアフリーや街づくりを担当する部署が中心となり、庁内関係部署や外部団体と調整し取組体制を構築している。 	●	●	P28	
		●	●	●	【庁内関係部署との調整】 <ul style="list-style-type: none"> 庁内関係部署と協議する際には取組の目的や必要なデータ、参画してほしい関係部署や団体、メンバーの役割分担等を検討しておくことが必要。 歩行者移動支援サービスに関する取組の場合、オープンデータを利用して提供されるサービスの内容が明確であるため、庁内の理解が得やすく円滑に取組体制の構築が可能。 庁内関係者との調整の仕方は、主管部署と関係部署間で直接調整を行う方法のほか、取組の趣旨などを伝えるための合同説明会を行う方法がある。 	●	●	P28		

3. 現地事業の成果を踏まえたガイドラインの改訂(2)

目次構成		自治体の指摘					現地事業より得られた知見・ノウハウ	会津若松	姫路	該当ページ
		横断的な体制	庁内の理解	サービス提供	データ活用方法	既存施策と関連				
第3章 企画立案	3-3 取組体制の構築									
	(2) 取組体制構築の方法	●			●		【スモールスタートによる段階的な取組みの推進】 <ul style="list-style-type: none"> 取組みを進めやすくする工夫点として、関係部署を限定しスモールスタートさせる方法が考えられる。先進事例では、庁内関係部署のみでスモールスタートをすることで、短期間で体制を構築することができた。 歩行者移動支援サービスの対象者を車いす使用者や視覚障害者に限定してスタートし、取組みの進捗具合を見ながら、サービスの対象者を高齢者、子供連れの家族等へ広げていく方法もある。 		●	P28
		●		●		●	【データ利活用促進に向けた外部団体との連携の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 多様な外部団体と連携することにより、地域のニーズの把握やデータ収集、オープンデータの利用の促進、活用事例の創出等を図ることができる。 観光施策と関連し、観光協会との連携やバリアフリー施策と関連し福祉団体との連携が考えられる。そのほか、都道府県や警察、公共交通機関、大学などの研究機関、民間団体等のデータ利用者等が考えられる。 	●		P29
		●	●	●		●	図3-1. 取組体制の例 (略)	●	●	P29
第4章 データの収集・作成・メンテナンス	4-2 新たにデータ収集・作成・加工等を行う場合	●	●		●		【庁内各部署が協力しやすくするための取組の実施】 <ul style="list-style-type: none"> 庁内各部署の協力を得るためには、協力依頼に際し、各部署が実施することを明確にし協議することが重要である。 オープンデータ化の目的を示し、どのような用途でデータを使おうとしているか説明しておくことも有効と考えられます。利用目的を示すことで、自部署で保有しているデータが役立つのか、提供して問題のないものか判断する助けになると考えられる。 	●	●	P38
	(1) 庁内に存在するデータの収集			●		●	【収集データの利用可否を判断するための取組の実施】 <ul style="list-style-type: none"> データ収集に際しては、時点や精度等のデータの整備状態を確認の上で利用可否を判断し、データ収集の可否を判断することも重要。 公共施設のバリアフリー設備の情報を収集する際に、既存のバリアフリーマップの整備時点が古く現状と異なる情報が掲載されているような場合は、使用することができない。 	—	—	P39

3. 現地事業の成果を踏まえたガイドラインの改訂(3)

構成	自治体の指摘					現地事業より得られた知見・ノウハウ	会津若松	姫路	該当ページ
	横断的な体制	庁内の理解	サービス連携	データ活用方法	既存施策と関連				
第4章 データの収集・作成・メンテナンス	4-2 新たにデータ収集・作成・加工等を行う場合		●			【庁内に存在するデータを活用したデータ収集・加工】 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体で運用中の庁内向けのGISや住民公開用のWebGISのデータが利用可能な場合は、それらの位置情報活用することで、データ収集・作成・加工の手間を軽減することができる。 そのほか、バリアフリーマップ等の作成を目的として実施する調査結果や、公共施設等総合管理計画の取組で整備する各種施設に関する情報などの活用が考えられる。 	●	●	P39
	(1) 庁内に存在するデータの収集		●			表4-2. 歩行者移動支援に資するデータ整備に活用可能と考えられる庁内の既存データ (略)	●	●	P39
	(2) 庁外に存在(民間団体等が保有)するデータの収集		●			【民間団体が運営するバリアフリー関連サイト等を利用したデータの収集・加工】 <ul style="list-style-type: none"> 民間団体が運営している、施設のバリアフリーに関する関連サイトやアプリケーションを利用規約を確認のうえ、活用することで、オープンデータ整備に必要となる情報収集を行うことができる。 	—	—	P42
	(3) 歩行空間ネットワークデータの作成		●			【歩行空間ネットワークデータの整備エリアの考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 歩行空間ネットワークデータの整備は、行政区内にある全ての経路を対象とすると多くの労力とコストが必要となる。市区町村が策定するバリアフリー基本構想に定める重点整備地区内の路線から優先的に整備し、メンテナンスのときに合わせ段階的にエリアを広げていく方法が考えられる。 	●	●	P43
				●			【民間のサービスを活用した効率的なデータ整備】 <ul style="list-style-type: none"> 現地調査に入る前の調査エリアの状況把握や、現地調査後のデータチェックなどにGoogleストリートビューやMapillaryのような民間のサービスを利用することで、机上レベルでの歩行経路の状況把握ができ、データ整備が進めやすくなる。 	●	
	(4) 施設データの作成	●	●		●	【庁内に存在するデータを活用した効率的な施設データの作成】 <ul style="list-style-type: none"> 施設データの対象となる施設は、種類が多く、施設管理者も様々であるため、施設データの整備は、バリアフリーマップ等で紹介している施設を優先的に整備し、段階的に対象施設を増やしていくことが有効である。 施設データに付与する情報は、バリアフリーマップ等の作成のため実施された調査結果や、公共施設等総合管理計画の取組で整備する施設に関する情報等が活用できる。 また、既存データを用いることで、データ整備において収集した情報をフィードバックすることで既存データの充実を図ることも可能である。 	●	●	P49

3. 現地事業の成果を踏まえたガイドラインの改訂(4)

目次構成	自治体の指摘					現地事業より得られた知見・ノウハウ	会津若松	姫路	該当ページ
	横断的な体制	庁内の理解	サービス提供	データ活用方法	既存施策と関連				
第4章 データの収集・作成・メンテナンス	4-2 新たにデータ収集・作成・加工等を行う場合 (4) 施設データの作成	●	●			【複数部署が保有するデータを用いてデータ作成する際の工夫点】 <ul style="list-style-type: none"> 施設に関するデータは、庁内の複数の部署に跨って存在する可能性があるため、どの部署のデータを用いてどの項目を埋めたのか、情報不足の項目があるかを明らかにすることが重要である。整理した表を用いて、各部署に照会をかけ内容を確認すると共に、不足項目に関する情報収集を行うことで、効率的に施設データを完成させることが可能となる。 また、データのメンテナンスを進めやすくするため、どのデータを用いて整備したのか出典を明らかにするとともに、元のデータをどのように加工したか記録を残しておくことが重要である。 	●	●	P51
	4-3 データのメンテナンス (1) メンテナンスの計画立案	●	●			【データメンテナンスの計画立案の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 歩行経路や施設のバリアフリー設備は、道路管理者または施設管理者が実施する工事等により変更が生じるため、定期的に歩行経路と施設の状況を把握し、データ更新を行う必要がある。 また、データのメンテナンスでは、複数の部署や民間団体等が関係する可能性があるため、体制を組んで進める必要がある。 	●	●	P56
		●	●			【庁内のデータメンテナンス体制の構築例】 <ul style="list-style-type: none"> メンテナンスでは、関係部署の役割分担を定める必要がある。先進事例では、道路部門や福祉部門などからメンテナンスに必要な更新情報を主管部署が収集した上で、主管部署にてデータのメンテナンスを行うことを最初の体制としています。将来的には道路部門や福祉部門などデータを所管する部署でメンテナンスが行える体制に順次移行していくことを検討している。 体制構築に係る関係部署との調整は、データの初期整備の段階から、継続的なメンテナンスを視野に入れて担当者間で協議することが重要と考えられる。 	●	●	P56
		●	●			図4-15. 情報政策部門を主管部署としたメンテナンス体制の例 (略)	●		P56
		●	●			図4-16. まちづくり部門を主管部署としたメンテナンス体制の例 (略)		●	P57
		●	●			【データメンテナンス頻度の設定】 <ul style="list-style-type: none"> メンテナンスは、データの鮮度を保つ観点から、継続的に実施していくことが重要である。 メンテナンスの実施回数は、歩行経路や施設の工事頻度や、データを用いて構築されるサービス水準、メンテナンスに係る職員の負担を考慮し、先進事例では、年1回程度のメンテナンスが妥当と考えている。 	●	●	P57

3. 現地事業の成果を踏まえたガイドラインの改訂(5)

目次構成		自治体の指摘					現地事業より得られた知見・ノウハウ	会津若松	姫路	該当ページ
		横断的な体制	庁内の理解	サービス提供	データ活用方法	既存の施策と関連				
第4章 データの収集・作成・メンテナンス	4-3 データのメンテナンス (2)メンテナンスの進め方	●	●				【歩行空間ネットワークデータのメンテナンスの考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 歩行空間ネットワークデータのメンテナンスでは、道路部門が保有する道路工事箇所の情報を定期的に収集することで、メンテナンスに役立てられると考えられる。例えば、年1回のメンテナンスであれば、年度単位で行うこととし、各年度の初めに、前年度に行った道路工事に関する情報を収集する方法が考えられる。 歩行空間ネットワークデータの更新には、歩行空間ネットワークデータ整備ツール(試行版)等を用いることで、簡易にデータ整備が行える環境が整えられる。 	●	●	P58
		●	●				【施設データのメンテナンス考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 施設データは、複数の異なる部署や民間団体等が保有するデータを組み合わせて整備される可能性があるため、元となるデータから、どのような情報を抽出してデータ整備を行ったのか整理しておくことが重要です。データの初期整備作業の進め方を整理しておくことで、メンテナンス時の役割分担や作業計画の立案に役に立つ。 各部署が保有するデータに共通IDを付与しておくことで、データの突合がしやすくなり、メンテナンス作業を円滑に進められるようになる。 	●	●	P58
		●	●		●		【更新頻度の高い動的なデータのメンテナンス】 <ul style="list-style-type: none"> 電車やバス等の公共交通機関の運行情報や除雪車の運行状況等の動的なデータは、定期的にデータを更新していく必要があると考えられる。 定期的な更新を行うためには、運行情報を管理するシステムとデータカタログサイト間で自動でデータ連携が図れる仕組みを構築していく必要があるため、双方のシステムの役割分担等、調整をすることが必要である。 	●		P58
	(3)メンテナンスを効率的に進めるための工夫点		●				【メンテナンスを効率的に進めるための工夫点】 <ul style="list-style-type: none"> データの定期的なメンテナンス作業は、市区町村での通常の業務は含まれてないことから、職員にとって大きな負担となります。通常行われている業務の流れの中に、オープンデータを作成できる仕組みを作ることで、メンテナンスが効率的に進められるようになると考えられる。 		●	P59
			●			●	【更新負荷の少ないデータからのオープンデータ化】 <ul style="list-style-type: none"> 更新頻度や更新量が少ないデータからメンテナンスを始めることで、職員のメンテナンスに係る作業負荷を軽減する効果があると考えられる。またはメンテナンスを必要としないデータから、オープンデータ化を始める方法も考えられる。 	●		P59

3. 現地事業の成果を踏まえたガイドラインの改訂(6)

目次構成	自治体の指摘					現地事業より得られた知見・ノウハウ	会津若松	姫路	該当ページ
	横断的な体制	庁内の理解	サービス提供	データ活用方法	既存施策と関連				
第4章 データの 収集・作成・メンテナンス	4-3 データのメンテナンス (3)メンテナンスを効率的に進めるための工夫点		●			【既存業務と連携したデータのメンテナンス】 <ul style="list-style-type: none"> 既存業務の中にデータのメンテナンスを組み込むことで、新たにメンテナンス業務を行うより、効率的に作業を進めることができる。 施設データのメンテナンスであれば、市区町村が運営するWebGISのデータ保守の中で、定期的なデータ更新を行い、その成果をオープンデータとして利用する方法が考えられる。その他に、バリアフリーマップや、外国人観光客向けの観光マップ、公共施設等総合管理計画に係るデータなどのメンテナンスと連携し、データ更新を行うことが可能である。 	●	●	P59
			●			【オープンデータを想定した成果納品の徹底】 <ul style="list-style-type: none"> オープンデータに関する取組みが進めやすいよう、機械判読に適した形式で業務成果を納めるよう徹底することで、データの初期整備からメンテナンスまで進めやすくなる。 	●		P59
第6章 データを活用したサービスの提供	6-2 オープンデータの利活用を促進するための実施事項			●	●	【オープンデータの利活用を促進するための工夫点】 <ul style="list-style-type: none"> オープンデータの利活用を促進するためには、アイデアソンやハッカソン、データソンなどのイベントを通じて、多くの人達がオープンデータに興味を持ち、使える機会を作ったり、大学や研究所等の研究機関に対してオープンデータを提供し、研究に役立ててもらったりなど、市区町村から多様な主体に対して積極的にアピールすることも重要である。 市区町村が運営するオープンデータカタログサイトだけでなく、国や民間が運営するオープンデータカタログサイトにデータを掲載することで、オープンデータが多くの人達の目に触れる機会を提供することができ、また、地域を跨いだ広域でのサービス創出を検討しているデータ利用者にとって有用な情報が得られる場になると考えられる。 	●	●	P67
	6-4 市区町村でのデータの活用			●	●	●	【庁内でのデータ活用の推進】 <ul style="list-style-type: none"> オープンデータの取組みを推進するためには、市区町村以外の民間団体や研究機関、個人によるデータ利用のみに留めず、庁内でも積極的にオープンデータを利用し、業務の効率化を図り住民サービスの向上に繋げていくことが重要である。 例えば、地域で整備した歩行空間ネットワークデータと施設データのバリアフリー情報を利用し、バリアフリーマップの作成やWebGISや情報共有サービス等で使用するデータとして役立てられる。 実際にスマートフォンのアプリケーションとして提供されている情報共有サービスの例では、施設に関する情報を職員と住民間で共有したり、双方向で投稿を行う機能を持っているものがあり、地域のニーズや意見の収集に役立てられている。 	●	●

4. 最新の動向等を踏まえたガイドラインの改訂(1)

構成	最新の動向	追記内容(案)	該当ページ
第2章 歩行者移動支援サービスについて	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 2018年に改正されるバリアフリー法では、バリアフリー基本構想の上位計画となるマスタープラン制度を創設し、市町村に対するマスタープランとバリアフリー基本構想の策定の努力義務を課した。 マスタープランには、バリアフリーマップ作成を盛り込むこととしている。さらに、バリアフリー法の改正と併せ、移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインが改正される。 	P4
	準天頂衛星の4基体制	図2-1. バリアフリー法の一部を改正する法律案 (略)	P5
	官民データ活用基本計画の策定等、オープンデータに関する動向	<ul style="list-style-type: none"> 2017年には、準天頂衛星「みちびき」の2~4号機が順次打ち上げられ、4機体制となったことで、今後、より安定した高精度測位を行うことができるようになり、位置情報を用いたサービスの発展が期待される。 官民データ活用推進基本法の成立を受け、2017年5月に策定された「官民データ活用推進基本計画」では、官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、国、地方公共団体等でオープンデータの促進を図ることとし、各地方公共団体が保有するデータのオープン化を2020年度までに100%達成し、これにより地域における新たなサービスの創出や諸課題の解決に繋げていくこととしている。 同計画の策定と時期を同じくして、「オープンデータ基本指針」が公表され、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むべき基本となる指針が取りまとめられており、地方公共団体は、官民データ活用推進基本法の趣旨及び同指針を踏まえてオープンデータを推進することが求められている。 2017年12月には、地方公共団体におけるオープンデータの推進に係る基本的な考え方等を整理した「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」と、ガイドラインの補足資料となる「オープンデータをはじめよう~地方公共団体のための最初の手引書~」の改訂版が公表されている。手引書の中では、オープンデータを始める地方公共団体の参考となるよう、公開することが推奨されるデータセット「推奨データセット」が示されており、フォーマット標準例も併せて公表されている。 さらには、国の行政部門のデジタル化を起点として、民間分野や地方の取組へのつなげていくため、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」が策定された。その中で行政保有データの原則オープンデータ化を徹底し、民間保有データとの組み合わせを含めたデータ活用を促進するため、民間企業等データ活用を希望する者とデータを保有する府省庁等が直接対話する「オープンデータ官民ラウンドテーブル」を開催することとし、2017年度内に観光・移動等の分野で開催している。 	P13
第4章 データの収集・作成・メンテナンス	歩行空間ネットワークデータ整備ツール(試行版)の提供	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では、簡易に歩行空間ネットワークデータを作成できるWebシステムとして「歩行空間ネットワークデータ整備ツール(試行版)」のプログラムファイルを、2017年9月から、国の機関、地方公共団体、大学等の研究機関に対して提供を開始した。 歩行空間ネットワークデータ整備ツール(試行版)を用いることで、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案(改訂版)」に合わせて、データ整備をすることが可能である。 なお、本データ整備ツールの操作性などを確認したい場合は、国土交通省にて体験サイトを公開している。 	P47
		図4-11. 歩行空間ネットワークデータ整備ツール(試行版) データ作成画面 図4-12. 歩行空間ネットワークデータ整備ツール(試行版)を用いたデータ整備の様子 (略)	P48

4. 最新の動向等を踏まえたガイドラインの改訂(2)

構成	最新の動向	追記内容(要約)	該当ページ
第5章 データの公開	行政機関個人情報保護法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村が保有するデータには、個人情報を含むものも存在する。2017年5月に施行された個人情報保護法では、個人情報の定義の明確化や、個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備として、匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の利活用に関する規定の新設等の改正がされている。 これと合わせ行政機関個人情報保護法も改正され、市区町村においては、改正に伴い市区町村で定める個人情報保護条例等の個人情報を適正に扱うためのルールに留意し、データの内容を確認の上、オープンデータ化を行うことが求められる。 	P61
第6章 データを活用したサービスの提供	バリアフリーマップ作成ツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案(改訂版)」に基づいて作成された歩行空間ネットワークデータと施設データを用いて、バリアフリーマップを作成できるツールを開発し、市区町村を対象に、2018年3月より提供を開始した。本ツールはフリーのGISソフトであるQGISをベースに使用できるもので、QGISのプラグインとして機能追加して使用できる。 	P69
		図6-2. バリアフリーマップ作成ツールの出カイメージ (略)	P70

5. 議論いただきたい事項

- 昨年度の自治体からの指摘を受けて設定した「今回のガイドライン改訂の視点」について(2ページ)
 - ✓ 視点の設定が妥当であるか
- ガイドライン(改訂版)の構成と内容について(3ページ)
 - ✓ 第3章(企画立案)の追加 (従前の第3章(データのリストアップ)を拡充)
- 現地事業の成果を踏まえたガイドラインの改訂について(5~11ページ)
 - ✓ 現地事業の知見・ノウハウの反映が適切か
 - ✓ 自治体担当者にとって有益、かつ、わかりやすい記載となっているか
- 最新の動向等を踏まえたガイドラインの改訂について(12~13ページ)
 - ✓ 記載すべき最新の動向が網羅されているか